



香川労働局 発表

平成 28 年 3 月 29 日

担
当

香川労働局労働基準部
健康安全課長 合田 弘孝
安全専門官 葛原 雅彦
電話(087)811-8920
夜間(087)811-8926(呼)
<http://kagawa-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>

登録教習機関にかかる業務停止処分について

平成 28 年 3 月 29 日、香川労働局（局長 ふじながよしき 藤永芳樹）は、香川労働局長の登録を受けた教習機関が行うガス溶接技能講習について、労働安全衛生法違反の事実があったため、下記のとおり業務を 6 月間停止とする処分を行った。

記

- 1 登録教習機関の名称 香川県
- 2 登録教習機関の住所 香川県高松市番町 4 丁目 1 番 10 号
- 3 登録教習機関の代表者の氏名 香川県知事 浜田 恵造
- 4 登録教習機関の事務所の名称 香川県立高等技術学校 高松校
香川県立高等技術学校 丸亀校
- 5 登録教習機関の事務所の所在地 香川県高松市郷東町 587 番地 1
香川県丸亀市港町 307 番地
- 6 業務の停止を命じた年月日 平成 28 年 3 月 29 日
- 7 業務の停止となる技能講習の範囲 ガス溶接技能講習
- 8 業務の停止の期間 平成 28 年 3 月 29 日から 6 月間停止
- 9 処分の原因となる事実
香川県立高等技術学校丸亀校が平成 26 年 6 月 4 日から平成 26 年 7 月 10 日の間に実施したガス溶接技能講習のうち、ガス溶接技能講習規程第 2 条に規定する「ガス溶接等の業務のために使用する設備の構造及び取扱いの方法に関する知識」及び「ガス溶接等の業務のために使用する可燃性ガス及び酸素に関する知識」について、同規程第 1 条に規定する講師条件に適合しない者を講師として技能講習を実施したこと。
- 10 処分の根拠となる法令の条項
労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 77 条第 7 項、同法第 76 条第 3 項〔労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号）第 83 条、ガス溶接技能講習規程（昭和 47 年労働省告示第 110 号）第 1 条〕、同法第 77 条第 3 項において準用する同法第 53 条第 1 項第 2 号

(参考)

1 香川県が登録を受けていた技能講習はガス溶接技能講習の1区分である。

2 技能講習制度についての労働安全衛生法関係条文(抄)

労働安全衛生法

(登録の取消し等)

第五十三条 厚生労働大臣は、登録製造時等検査機関(外国登録製造時等検査機関を除く。)が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、その登録を取り消し、又は六月を超えない範囲内で期間を定めて製造時等検査の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 一 第四十六条第二項第一号又は第三号に該当するに至つたとき。
- 二 第四十七条から第四十九条まで、第五十条第一項若しくは第四項又は第百三条第二項の規定に違反したとき。
- 三 正当な理由がないのに第五十条第二項各号又は第三項各号の規定による請求を拒んだとき。
- 四 第五十一条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- 五 第五十二条及び第五十二条の二の規定による命令に違反したとき。
- 六 不正の手段により登録を受けたとき。

(就業制限)

第六十一条 事業者は、クレーンの運転その他の業務で、政令で定めるものについては、都道府県労働局長の当該業務に係る免許を受けた者又は都道府県労働局長の登録を受けた者が行う当該業務に係る技能講習を修了した者その他厚生労働省令で定める資格を有する者でなければ、当該業務に就かせてはならない。

(技能講習)

第七十六条 第十四条又は第六十一条第一項の技能講習(以下「技能講習」という。)は、別表第十八に掲げる区分ごとに、学科講習又は実技講習によつて行う。

2 技能講習を行なつた者は、当該技能講習を修了した者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、技能講習修了証を交付しなければならない。

3 技能講習の受講資格及び受講手続その他技能講習の実施について必要な事項は、厚生労働省令で定める。

別表第十八(第七十六条関係)

- 一 木材加工用機械作業主任者技能講習
- 二 プレス機械作業主任者技能講習
- 三 乾燥設備作業主任者技能講習
- 四 コンクリート破砕器作業主任者技能講習
- 五 地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習
- 六 ずい道等の掘削等作業主任者技能講習

- 七 ずい道等の覆工作業主任者技能講習
- 八 型枠支保工の組立て等作業主任者技能講習
- 九 足場の組立て等作業主任者技能講習
- 十 建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者技能講習
- 十一 鋼橋架設等作業主任者技能講習
- 十二 コンクリート造の工作物の解体等作業主任者技能講習
- 十三 コンクリート橋架設等作業主任者技能講習
- 十四 採石のための掘削作業主任者技能講習
- 十五 はい作業主任者技能講習
- 十六 船内荷役作業主任者技能講習
- 十七 木造建築物の組立て等作業主任者技能講習
- 十八 化学設備関係第一種圧力容器取扱作業主任者技能講習
- 十九 普通第一種圧力容器取扱作業主任者技能講習
- 二十 特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習
- 二十一 鉛作業主任者技能講習
- 二十二 有機溶剤作業主任者技能講習
- 二十三 石綿作業主任者技能講習
- 二十四 酸素欠乏危険作業主任者技能講習
- 二十五 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習
- 二十六 床上操作式クレーン運転技能講習
- 二十七 小型移動式クレーン運転技能講習
- 二十八 ガス溶接技能講習**
- 二十九 フォークリフト運転技能講習
- 三十 ショベルローダー等運転技能講習
- 三十一 車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転技能講習
- 三十二 車両系建設機械(解体用)運転技能講習
- 三十三 車両系建設機械(基礎工事用)運転技能講習
- 三十四 不整地運搬車運転技能講習
- 三十五 高所作業車運転技能講習
- 三十六 玉掛け技能講習
- 三十七 ボイラー取扱技能講習

(登録教習機関)

第七十七条 第十四条、第六十一条第一項又は第七十五条第三項の規定による登録(以下この条において「登録」という。)は、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働省令で定める区分ごとに、技能講習又は教習を行おうとする者の申請により行う。

2 都道府県労働局長は、前項の規定により登録を申請した者(以下この項において「登録申請者」という。)が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、登録をしなければならない。

- 一 別表第十九の上欄に掲げる技能講習又は教習については、それぞれ同表の下欄に掲げる機械器具その他の設備及び施設を用いて行うものであること。

二 技能講習にあつては別表第二十各号の表の講習科目の欄に掲げる講習科目に応じ、それぞれ同表の条件の欄に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する者が技能講習を実施し、その人数が事業所ごとに一名以上であり、教習にあつては別表第二十一の上欄に掲げる教習に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する者が教習を実施し、その人数が事業所ごとに二名以上であること。

三 技能講習又は教習の業務を管理する者(教習にあつては、別表第二十二の上欄に掲げる教習に応じ、同表の下欄に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する者に限る。)が置かれていること。

四 教習にあつては、前項の申請の日前六月の間に登録申請者が行つた教習に相当するものを修了し、かつ、当該教習に係る免許試験の学科試験又は実技試験を受けた者のうちに当該学科試験又は実技試験に合格した者の占める割合が、九十五パーセント以上であること。

3 第四十六条第二項及び第四項の規定は第一項の登録について、第四十七条の二から第四十九条まで、第五十条第一項、第二項及び第四項、第五十二条、第五十二条の二、第五十三条第一項(第四号を除く。以下この項において同じ。)並びに第五十三条の二の規定は第一項の登録を受けて技能講習又は教習を行う者(以下「登録教習機関」という。)について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

(抜粋)

<u>第五十三条第一項</u>	<u>厚生労働大臣</u>	<u>都道府県労働局長</u>
	製造時等検査	第十四条若しくは第六十一条第一項の技能講習若しくは第七十五条第三項の教習
<u>第五十三条第一項第二号</u>	第四十七条から第四十九条まで、第五十条第一項若しくは第四項	第四十七条の二から第四十九条まで、第五十条第一項若しくは第四項、 <u>第七十七条第六項若しくは第七項</u>

4 登録は、五年以上十年以内において政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

5 第二項並びに第四十六条第二項及び第四項の規定は、前項の更新について準用する。この場合において、第四十六条第二項各号列記以外の部分中「登録」とあるのは「第七十七条第一項の登録(以下この条において同じ。)」と、同条第四項中「登録製造時等検査機関登録簿」とあるのは「登録教習機関登録簿」と読み替えるものとする。

6 登録教習機関は、正当な理由がある場合を除き、毎事業年度、厚生労働省令で定めるところにより、技能講習又は教習の実施に関する計画を作成し、これに基づいて技能講習又は教習を実施しなければならない。

7 登録教習機関は、公正に、かつ、第七十五条第五項又は前条第三項の規定に従つて技能講習又は教習を行わなければならない。

(技能講習)

第七十六条 第十四条又は第六十一条第一項の技能講習(以下「技能講習」という。)は、別表第十

八に掲げる区分ごとに、学科講習又は実技講習によつて行う。

2 技能講習を行なつた者は、当該技能講習を修了した者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、技能講習修了証を交付しなければならない。

3 技能講習の受講資格及び受講手続その他技能講習の実施について必要な事項は、厚生労働省令で定める。

労働安全衛生規則

(技能講習の細目)

第八十三条 第七十九条から前条までに定めるもののほか、法別表第十八第一号から第十七号まで及び第二十八号から第三十五号までに掲げる技能講習の実施について必要な事項は、厚生労働大臣が定める。

ガス溶接技能講習規程 (厚生労働大臣が定める告示)

(講師)

第一条 ガス溶接技能講習の講師は、労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)別表第二十六号の表の講習科目の欄に掲げる講習科目に応じ、それぞれ同表の条件の欄に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する者とする。

(講習科目の範囲及び時間)

第二条 ガス溶接技能講習の学科講習は、次の表の上欄に掲げる講習科目に応じ、それぞれ、同表の中欄に掲げる範囲について同表の下欄に掲げる講習時間により行なうものとする。

講習科目	範囲	講習時間
ガス溶接等の業務のために使用する設備の構造及び取扱いの方法に関する知識	ガス溶接等の業務のために使用する可燃性ガス及び酸素の容器、導管、吹管、圧力調整器、安全装置、圧力計等の構造及び取扱いの方法	四時間
ガス溶接等の業務のために使用する可燃性ガス及び酸素に関する知識	ガス溶接等の業務のために使用する可燃性ガス及び酸素の性状及び危険性	三時間
関係法令	労働安全衛生法、労働安全衛生法施行令(昭和四十七年政令第三百十八号)及び労働安全衛生規則中の関係条項	一時間

2 ガス溶接技能講習の実技講習は、次の表の上欄に掲げる講習科目に応じ、同表の中欄に掲げる範囲について同表の下欄に掲げる講習時間により行なうものとする。

講習科目	範囲	講習時間
ガス溶接等の業務のために使用する設備の取扱い	ガス溶接等の業務のために使用する可燃性ガス及び酸素の容器、導管、吹管、圧力調整器、安全装置、圧力計等の取扱い	五時間

十六 ガス溶接技能講習

講習科目		条件
学科講習	ガス溶接等の業務のために使用する設備の構造及び取扱いの方法に関する知識	<ul style="list-style-type: none"> 一 大学等において工学に関する学科を修めて卒業した者であること。 二 高等学校等において工学に関する学科を修めて卒業した者で、その後三年以上ガス溶接等の業務に従事した経験を有するものであること。 三 前二号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。
	ガス溶接等の業務のために使用する可燃性ガス及び酸素に関する知識	<ul style="list-style-type: none"> 一 大学等において化学に関する学科を修めて卒業した者であること。 二 高等学校等において化学に関する学科を修めて卒業した者で、その後三年以上ガス溶接等の業務に従事した経験を有するものであること。 三 前二号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。
	関係法令	<ul style="list-style-type: none"> 一 大学等を卒業した者で、その後一年以上安全の実務に従事した経験を有するものであること。 二 前号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。
実技講習	ガス溶接等の業務のために使用する設備の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> 一 大学等において工学に関する学科を修めて卒業した者で、その後一年以上ガス溶接等の業務に従事した経験を有するものであること。 二 高等学校等において工学に関する学科を修めて卒業した者で、その後三年以上ガス溶接等の業務に従事した経験を有するものであること。 三 ガス溶接技能講習を修了した者で、五年以上ガス溶接等の業務に従事した経験を有するものであること。 四 前三号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。

「同等以上の知識経験を有する者」

平成 16 年 3 月 19 日 基発第 0319009 号

「公益法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備に関する法律の施行並びにこれに伴う関係政令、省令及び告示の改正等について」別添 8 （抜粋）

30 <u>ガス溶接技能講習</u> (安衛法別表第 20 第 16 号関係)	<p>1 表の「ガス溶接等のために使用する設備の構造及び取扱いの方法に関する知識」の項の「条件」の欄第 3 号及び「ガス溶接のために使用する可燃性のガス及び酸素に関する知識」の項の「条件」の欄第 3 号の「同等以上の知識経験を有する者」は、次に掲げる者が該当すること。</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 大学等を卒業した者で、その後 3 年以上ガス溶接等の業務に従事した経験を有するもの(2) 高等学校等を卒業した者で、その後 6 年以上ガス溶接等の業務に従事した経験を有するもの(3) 労働安全衛生規則別表第 3 の「令第 20 条第 10 号の業務」の項の各号に該当する者で、10 年以上ガス溶接等の業務に従事した経験を有するもの(4) 職業能力開発促進法第 28 条に規定する職業訓練指導員免許のうち、構造物鉄工科、塑性加工科、配管科又は溶接科の職種に係る免許を受けた者 <p>2 表の「関係法令」の項の「条件」の欄第 2 号の「同等以上の知識経験を有する者」は、次に掲げる者が該当すること。</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 高等学校等を卒業した者で、その後 5 年以上安全の実務に従事した経験を有するもの(2) 10 年以上安全の実務に従事した経験を有する者 <p>3 表の「ガス溶接等のために使用する設備の取扱い」の項の「条件」の欄第 4 号の「同等以上の知識経験を有する者」は、次に掲げる者が該当すること。</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 労働安全衛生規則別表第 4 のガス溶接作業主任者免許を有する者(2) 1 の(1)、(2)又は(4)に掲げる者
--	---